

イギリスの中等教育改革に関する政党の政策

—戦後の総合制再編成における労働党と保守党—

望 田 研 吾*

Kengo MOCHIDA

Policy of Political Party on Secondary Education Reform in England and Wales
—The Policies of the Labour Party and the Conservative Party concerning
the Comprehensive Reorganisation during the post World War II period—

Abstract: In this paper the policies of the Labour Party and the Conservative Party concerning the secondary school reorganisation in the post-war era are dealt with. The 1944 Education Act allowed L. E. A.s to adopt their own system of secondary education, which was not necessarily to be the tripartite system. However, the traditional view prevailed. Even the Labour Ministers of Education held this view. Naturally most L. E. A.s chose to adopt the tripartite system advocated by the Ministry. In this situation the Labour Party, apart from the Labour Ministers, worked as the strongest element in the progressive forces. The Labour Party declared its intention of reorganising secondary education along comprehensive lines in 1951. Thereafter the Labour Party continued to express its strong commitment to the comprehensive principle. In 1965 the Labour Government issued Circular 10/65. This circular, with Circular 10/66, made clear the firm intention of the Labour Party to implement the comprehensive reorganisation. In 1970 the Labour Government introduced a new Education Bill which included provisions for compulsory comprehensive reorganisation. But the Bill did not become an Act. In 1976, however, a new education act was passed. The Education Act of 1976 required L. E. A.s to make their secondary schools non-selective. Thus, the Labour Party finally got legal confirmation of its belief in the comprehensive principle.

The Conservative Party represented a powerful element in the traditional forces. While it was in office, the Ministers of Education tried to limit the development of comprehensive schools as little as possible. And the Conservative Party never accepted the concept of the comprehensive school which included the abolition of grammar schools. However, as a result of growing criticism of the selective system, especially of the eleven-plus examination, the Conservative Party had to acknowledge the necessity of some modification. But it still held the view that grammar schools should be preserved and comprehensive schools should co-exist with grammar schools. This belief led the Conservative Government to withdraw Circular 10/65 in 1970 and try to slow down the comprehensive development. In spite of the attitude of the Conservative Party, as the statistics of the number of comprehensive schools show, the comprehensive school has become the dominant type of secondary school within the public sector.

はじめに

イギリスの戦後における中等教育制度改革は1944年教

育法 (The 1944 Education Act) による法律的枠組を基礎として実施されてきた。1944年教育法は中等学校組織における原則として、「年令、能力および適性 (age, ability, and aptitude)」の原則を定め、中等教育が、子

* 島根大学教育学部教育学研究室

どもの年令、能力および適性に依りて提供されるべきであるとした。しかし同法では特定のタイプの中等学校の指定はおこなわれず、同法成立前の公的報告において推奨された三課程制および進歩的勢力が支持してきた総合制中等学校の二つの制度の可能性が生じたのである。こうした法律の枠組の中で、戦後においても、労働党は総合制推進の中核的勢力として、総合制中等学校の進展をはかるのであるが、その過程においてグラマー・スクール擁護を党是とする保守党ときびしく対立してきた。イギリスの例に限らず、一般的に中等学校制度改革という問題 (issue) はピーターソン (Paul Peterson) によれば、利害を異にする種々のグループが論議に参加する 'status group politics' の領域 (arena) に位置づけられるのであるが、そこにおいて中心的役割を果すのは政党である¹⁾。したがって中等教育改革の問題に関して政党がどのような見解、立場をとってきたかの考察は、かかる問題の分析において欠くべからざる作業といえよう。本稿では、戦後のイギリスにおける総合制中等学校への再編成という問題に対して、労働党、保守党の二大政党がどのような政策をとってきたかを検討したい。

I 労働党の中等学校政策

1. 労働党政府の政策：1945年—50年

1945年に労働党は政権の座に着いたが、保守党の選挙管理政府は労働党が政権を獲得する前年に、『国民の学校—その計画と目的』(The Nation's Schools: their Plan and Purpose) と題する政策声明書を発表していた。この声明書は結局のところ労働党政府のもので文部省によっても承認されるところとなる。1944年教育法が中等学校のタイプについて特別の指定をおこなわなかったために、文部省と地方教育当局の両者とも、この問題について何らかの種類の中央による指導の必要性を感じていたのであるが、『国民の学校』は地方当局に対する文部省による指導書的作用を果し、また労働党政府の文部大臣 エレン・ウィルキンソン (Ellen Wilkinson) 自身の見解とも一致することになる。『国民の学校』においてはノーウッド報告の中で示唆された三つのタイプの生徒の原則が承認され、三課程制への支持が表明されたが、この結論の根拠は同書によると「…過去の経験が証明しているように限定されかつ明確に規定された目的をもち、選抜された入学者を収容する学校こそ最高の教育水準に到達しそれを維持する傾向にある²⁾」というものであった。同書はまた国全体としてみると、グラマースクール入学者の若干の減少とテクニカル・スクール入学者の増加をおこなえば利点があると論じた。その理由として、1938年には中等学校卒業者の40パーセントは学校終了証書 (the School Certificate)

を獲得しておらず、25パーセントの者が16才以前に卒業している事実をあげ、あきらかに多くの子どもがその能力以上の教育を受けてきていると指摘した。したがって戦前のレベル以上にグラマー・スクール在籍数を増加する必要はなく、ある場合には減少させることも可能であるとされた。同書によると典型的なグラマー・スクールは大学進学をめざすか高級専門職への準備をおこなう11才から18才までの7年制の学校であると考えられたが、1938年の統計において示されたように余りに多くグラマー・スクール収容数を提供することは浪費であり、中等学校卒業者の中にはテクニカル・スクールかモダン・スクールのコースの方が彼らの適性や能力に適したものがかなりいるであろうと論じられた。このグラマー・スクール入学者制限論は、進歩的勢力にとってみれば、労働者階級の子どもが基礎学校へと追いやられた戦前の状況への逆戻りを意味し、とくに労働党にとっては全く受け入れがたいものであった。

多課程学校の問題については、同書の論調はスペンズ報告、ノーウッド報告において展開された議論の線に沿ったものであった³⁾。スペンズ報告はこの問題を取りあげはしたが、長期的政策の目標としても多課程学校の広範な設立を勧告することはできないとして、多課程学校の理念を拒否したが、この拒否の理由の一つが多課程学校の規模の大きさであった。ノーウッド報告もこの理由を再びもちだし、学校内の教師や生徒の間人間関係が薄められるような大規模学校はイギリス教育の伝統に反するときめつけたのである。『国民の学校』は二つの報告と同じ理由により多課程学校に対し批判的であった。同書は「このタイプの学校(多課程学校)は意図されている非常に多様なコースを効果的に提供するためには非常に大規模でなければならない。わが国の伝統では学校はより緊密なコミュニティである。この伝統は軽々しく捨てることのできない価値をもっている多くの理由がある⁴⁾。」と述べている。しかし同書が多課程学校発展の可能性を全く拒否したわけではなかった。多課程学校についての実験が可能であることを認め、「過疎地域においては適正な学校生活に必要な数を確保するために、いくつかのタイプの中等コースを一つの学校の枠にまとめることが必要であろうが、他の所では我々が子どもにとって最善であるものを知っていると自信をもてるまで⁵⁾ 分別のある実験をおこなうことが可能である。」として、農村地域においては多課程学校設立が望ましいと論じた。しかし『国民の学校』は多課程学校への全般的支持のかわりにモダン・スクールの発展を推唱し「どの試験の圧力からも解放されたこれらの学校(モダン・スクール)はその生徒に適合した最善かつもっとも生き生きとしたかたちの中等教育をおこなうことができる。モダン

・スクールがこの貴重な自由を保持し自身が良しとする路線に沿って発展できることが肝要である。」⁶⁾として、モダン・スクールの発展による異なるタイプの学校間の「威信の平等」の確立を望み、三課程制の線に沿った中等教育の発展を提唱した。したがって改革に対するその態度は革命的变化よりも漸進的变化を良しとするものであり、「試みと実験はたしかに奨励されねばならないが、明白な損失をもたらす一方で、わが国にとってみればおそらくその価値がはっきりしない利点しか提供しない革命的变化の中へ、大きな規模で余りにも急速にとびこむことは誤りであろう。革新は必ずしも改革ではないのである。」⁷⁾と述べて急激な制度的変更を批判した。

『国民の学校』にもられた原則は1945年12月に文部大臣エレン・ウィルキンソンによって発布された通達73 (Circular 73) においても確認された。この通達ではまず「計画の直接的目的にとって、また現在の学校の配置からみても、地方当局は当初においては三つのタイプを構想し、また発展計画の中に各タイプに割り当てられる施設規模に関する情報を含ませることが必要である。」⁸⁾と述べられ、地方教育当局に対して中等学校制度を考慮する際、三つの異なるタイプの学校を構想するように勧告がなされた。通達はさらに各々のタイプの中等学校に割りあてられるべき収容数の比率について示唆をおこなったが、それによると、地域の実情に即した適当な比率を考慮しながらも、一般的には70ないし75パーセントがモダン・スクールに、残りの25ないし30パーセントがグラマー・スクールとテクニカル・スクールに割り当てられるべきであるとした。通達はグラマー・スクールを、大半の生徒に対して18才までのコースを提供する学校と規定した。しかし『国民の学校』において提唱されたグラマー・スクールの年次入学者数の減少に関して、通達は満足すべき代替物が設置されるまでは入学者を極端に減らすことは賢明ではないと指摘した。

通達は三課程制を採用し勧告したが、学校の分離区分が変更不可能なものであるとは考えられておらず、また1944年教育法にもそうであるべきことを示すいかなる条文もみあたらないことが言及され、さらに「時が経過するにしたがい、多様なカリキュラムと年令幅をもつ中等学校理念が、モダン・スクールの発展により、グラマー、テクニカル、⁹⁾モダンという学校の分類にしたいとって代ること」が期待された。したがって通達は三課程制の変更の可能性を否定はしなかったが、近い将来における変更の余地を非常に限定してしまった：「ある状況において地方当局は地域の要求が二つ以上の中等学校を一つの学校に統合することによって、もっとも良く満たされるとの結論に到達するかもしれないが、文部大臣はかかる提案を実情に即して考慮する用意がある。事実、

いくつかの農村地域ではこれが唯一の満足すべき解決策であるかもしれない。」¹⁰⁾さらに通達は文部大臣が二課程学校あるいは多課程学校の提案を考慮する用意がある場合の四条件を以下の様にあげている：「a) 学校敷地および施設が建築規則に合致し多様な目的にとって適切なものでなければならない。b) 学校が通学する全ての生徒にとって適切な選択コースを提供できるように教師、設備および組織が十分に考慮されねばならない。c) 制度は当該地域の他の公費維持学校の地位を侵害しないものでなければならない。d) 大規模学校は小単位に効果的に区分され調整されることが可能となるように組織されねばならない。」¹¹⁾条件c)に関連して通達はとくにモダン・スクールの地位について言及をおこない「多課程学校が計画されているところでは、それが地域の全てのモダン・スクールの生徒に対する配慮を含むべきであることが一般的には望ましい。多課程学校と並存するモダン・スクールの存続は必然的にモダン・スクールを不利な地位におき、最初からその地位を低いものにするであろう。」¹²⁾と指摘した。通達73に続いて出された通達90 (Circular 90) も三課程制を支持する文部大臣の態度を再び明白に表明し、「グラマー、テクニカルおよびモダンという制度において各部門の間に厳格で手とり早い境界線をひくことはできないという事実が、異なるグループの生徒のもつ独特の興味および能力に必ず必要とされる明確に規定された適切に開発された異なる種類のコースの必要性をあいまいにしてはならない。」¹³⁾と表明したのである。

1947年にエレン・ウィルキンソンに代ってジョージ・トムリンソン (George Tomlinson) が文部大臣に就任し、同年に文部省は『新しい中等教育』(The New Secondary Education) と題するパンフレットを発行した。この文書は新文部大臣の三課程制に対する信奉を明白に表明しており、『国民の学校』およびその後の通達において展開された論拠を踏襲したものであった。そこにもられた基本的原理は1944年教育法の「年令、能力、適性」の原則を実現するためには、中等学校制度において広範な多様性が存在すべきであるというものであり、「誰もが一人一人の子どもは異っていることを知っている。学校もまた異ったものでなければならない。そうでなければ1944年教育法は成功しない。……したがって中等学校制度は当該の子どもの異なる能力、適性および発達段階にみあった多様なカリキュラムと多様な方法を提供しなければならない。」¹⁴⁾と指摘された。文書はノード報告における三つのタイプの子どもに再び言及し、この三つのタイプを学校のタイプに結びつけた。モダン・スクールは「具体的事物を取り扱い、また彼ら自身の日常的経験に根ざしたコースで学ぶことによって

「とも容易に学ぶ大多数の子ども」を収容し、テクニカル・スクールは「きわめて早い時期に工業あるいは農業の分野において生計をたてることを決めた若干の子どもたち」のためにあり、さらにグラマー・スクールは「能力と適性が書物や観念に力点を置いたコースを必要としている少数のもの」を収容するとされた。このように『新しい中等教育』は三課程制をきわめて具体的に記述したが、しかし同時に異なる学校によって提供される教育の中の共通の要素をも強調し、また「すべての地方教育当局は一つのタイプの中等学校から他のタイプの学校へと、中等教育期間のどの段階においても困難をとまわずに生徒を移行しうのような措置を構じなければならない」と言明して、「不適合」生徒の容易な移行の必要性についても重視した。さらにこの文書は以前における政府文書と同様に、「威信の平等」についても言及し、その中でモダン・スクール発展に関してとくにふれ、平等の条件を地方当局はモダン・スクールに対して与えるべきであり、教員配置、図書、設備などについてもモダン・スクールは優遇されるべきであるとした。モダン・スクールの中等学校としての地位は制服、制帽、ブレザーによって際立たせることができるが、平等な条件が与えられたとしてもモダン・スクールは平等な威信を自身の努力でかちとらねばならないであろうことも強調された。

多課程学校の導入の可能性については『新しい中等教育』はそれを否定もしなければ、強力に推奨することもしなかった。同書によると文部大臣は中等教育制度編制のための固定した指針を設定することではなく、地方当局がその地域的必要にもっとも適したプランをたてるように奨励することを、望んだのであり、したがって新しいプランを遂行するための最善の方法が、条件が整ったところでは二つあるいは三つの中等教育のタイプを一つの学校に結合することになる場合もあることが指摘された。しかしながら同文書はこのタイプの学校のもついくつかの欠点が最近の議論において示されたとして、多課程学校が採用される場合には適切なコースの多様性が保証されるべきであり、各コース間の移行が容易であり、また優秀な生徒のためにそうでない生徒と同じように能力を十分に発達させる機会が与えられるべきであると論じた。これらの条件を満足させるために多課程学校は大規模学校でなければならないとされ、具体的には「ある地域の年長の子どもたち全てに中等教育を提供する学校が、その生徒全てに対して適切な展望と機会を提供できるようにするためには、学校は非常に大きなものでなければならない。1学年10ないし11学級（すなわち全校生徒数1,500人から1,700人）以下の学校が必要な多様なコースを提供できるかどうかは疑わしい。」と指摘され

た。

『新しい中等教育』発行の直後に発布された通達144 (Circular 144) において、文部大臣は中等学校編制に対するその基本的態度をより明確に表明した。そこでは、文部大臣は中等教育を全てのものという新しい問題に対する多様なアプローチを歓迎することが言明されたが、文部大臣は総合制タイプの組織によって期待される社会的利益を完全に承認するが、そうした計画の全てが健全な教育的原理と実践に合致することが保証されることにのみ関心をもつと表明された。この通達用語の混乱を解決するために、多課程学校と総合制学校の定義をおこなった。その定義によると「多課程学校は一定地域の全ての子どもたちの全ての中等教育を遂行するように意図されかつ明確に区分された三つの課程を有する学校を意味する。総合制学校は一定地域の全ての子どもたちの全ての中等教育を三つの課程に区分せずにおこなうよう意図された学校である。」とされ、両者の区別は課程の明確な区分があるか無いかによってなされた。さらに通達は二つ以上のタイプの教育が一つの学校に統合された場合、尊重されるべき一定の基本原則について再び言明している。それらは、第一には生徒に対する配慮が三課程制の場合よりも貧弱にならないこと、第二には通学地域にこのタイプの教育を提供している統合された学校しか存在しない状況が作りだされないこと、第三にグラマー、テクニカルおよびモダンの課程の間のバランスが保たれることであった。通達はまた多課程学校および総合制学校の双方にとって望ましい規模を示唆したが、多課程学校は1学年10ないし11学級（全校生徒数1,500ないし1,700）で、モダンが6ないし7、テクニカルおよびグラマーがそれぞれ2つのストリームをもつべきであるとされ、1学年6学級以下の学校では多課程の原理は非現実的なものとなると論じられた。総合制学校はグラマー、テクニカルおよびモダンの用語は使用されないが多課程学校と同程度の規模であるべきとされた。

労働党政府の二人の文部大臣は三課程制の方が総合制よりも「年令、能力および適性」の原則を実現するために適した制度であると考えており、両者とも多課程制あるいは総合制の線に沿った実験の余地を排除はしなかったが、実験を非常に強く奨励することもなかった。二人とも威信の平等の達成が中等教育における不平等の問題の解決となりうると信じていた。エレン・ウィルキンソンの見解は法律上の地位および物質的条件の平等が達成されたならば、それが異なるタイプの学校間の威信の平等の確立につながるというものであった。すなわち「教師の給与、休暇が同一であり、さらに可能な限りそれぞれの学校の建物が適正であれば、實際上、教師の正当な要求である平等を手に入れる」ことができると考えられた

のである。二人の文部大臣ともとくにグラマー・スクールに対する脅威に対して反対の見解を表明した。その理由はグラマー・スクールの廃止は優秀な労働者階級の子弟から教育的および社会的梯子の上昇の機会を奪うことを意味すると考えられたからであった。トムリンソンは彼の信念について「貧困のために中等教育の機会を奪われていた青年の時にたてた誓いをさらに一步実現する機会をもったことを喜ばしいとおもっている。それはできるなら私の行動によって、同じような障害が誰の前にもたちふさがらないようにするという誓いであった。……私は‘中等教育をすべての者に’¹⁸⁾というスローガンの実現に役立てることに胸をわくわくさせている。」と述べて、グラマー・スクール教育を労働者階級の子どもに拡げることの方が総合制学校の設立よりも重要であるとの見解を示した。

2. 労働党政府文部大臣に対する批判と総合制原理の承認：1951年—64年

労働党政府の二人の文部大臣の見解に対して、労働党内のよりラディカルなメンバーは選抜的制度が労働党の根本理念である社会的公正と平等の原理に反するという理由で批判をおこなってきた。1946年の労働党大会ではウィルキンソンは『国民の学校』を撤回し、教育制度を多課程原理に基づいて改革するように要求された。1948年の党大会は共通の中等学校の原則の確認をもとめる動議を採択し、さらに1950年の党大会は「本大会は政府が中等教育において労働党の言明された政策である総合制学校政策を実施し、発展計画に総合制学校を含んでいる地方教育当局の援助のために文部省ができる限りのことをおこない、さらに地方の実情に相応の配慮を払い総合制学校進展の許可が学校規模の理由だけで取り消されることのないように保証することを要求する。」¹⁹⁾という決議を採択し、政府に総合制の進展を迫った。このような動きの中で労働党の公式政策としての総合制原理の承認は、最終的には1951年に発行された『中等教育の一政策』(A Policy for Secondary Education)と題された文書によって与えられた。

この『中等教育の一政策』において、労働党は総合制による教育機会の平等化政策に対するそのコミットメントを明白に表明し、三課程制を教育機会の平等の実現にとっての障害であると攻撃した。三課程制は現代の要請および社会主義の願望とかけはなれたものであるとされ、三つのタイプの学校は古い階級分離の伝統を継承したものであり、グラマー・スクールの生徒に対しては不合理な優越感と残りの者に対しては劣等感を与えがちであるとして、選抜的制度和結びついた社会的分離の側面にも関心を払った。早期選抜の教育的不健全さも攻撃的となり、「将来の精神的発達はや予測されうると想定さ

れているが、この種の予測の正確さについての最近の調査は、テストの妥当性に対して深刻な疑いを投げかけはしないにしても、²⁰⁾ 少なくとも誤差の範囲がかなり広いことを指摘している。」と選抜の基盤となっている前提が妥当性を欠くものとして批判された。さらに、子どもの能力測定におけるテストの限界、子どもと両親の双方に対する有害な圧力また初等学校にかかるテストの重圧についても言及がなされた。地方教育当局ごとに異なるグラマー・スクール入学者の比率は機会の不平等を示す一つの指標と考えられ、さらに13才での移行措置は、理論においては可能であるが実際には不可能であると判断されたが、その理由はグラマー・スクール教師の側にモダン・スクールの生徒を受け入れたがらない傾向があるというものであった。総合制学校はこうした全ての欠点と深刻な社会的不正を避けることができると主張されたが、総合制学校は「全ての生徒に共通の中核的諸教科を基礎とし、子どもの希望、適性および能力に応じて専門教科のクラスにわかれるシステムをもち、地域の全ての子どもを収容する」²¹⁾ 学校であると定義された。総合制学校のプランにおいて留意されるべき重要なものとして、三つの要因が指摘されたが、それらは「1) 学校規模：現在のグラマー・スクールと同等の第6年級教育のための配慮がなされるべきである。2) 組織：子どもたちの特別な適性への配慮をおこなう学級数の設定が教師や施設に非現実的負担をかけるものであってはならない。3) 個別ガイダンス：学校生活を通じて各生徒に対する緊密な個別ガイダンスがおこなわれるべきである。」²²⁾ であった。

『中等教育の一政策』発表後、労働党は総合制原理に対するコミットメントをさらに強め、総合制学校のみが平等と社会正義の原理に即したものであると主張するのである。労働党指導者の一人であり後に教育科学大臣となったクロスランド(C. A. R. Crosland)は『社会主義の将来』(The Future of Socialism)を1956年に出版し、その中で「労働党政府は総合制原理の支持を明確に表明し、また地方当局が総合制学校の実験においてもっと大胆になるように勧奨すべきである」²³⁾ として、選抜的制度を攻撃し総合制を提唱した。1958年には労働党は『生活のための学習』(Learning to Live)を発表し、労働党の総合制進展の堅い意図を表明したが、その冒頭において「政府は社会における全ての才能が十分に開発され、知性的に応用されるように教育を組織するように努力すべきであり、全ての子どもはその両親の収入がどれほどであれ、またその家がどこにあろうとも発達のための平等の機会を有する。」²⁴⁾ と指摘された。『生活のための学習』においても、選抜の問題がまず第一に取りあげられ、三課程制における選抜と「真の選抜」との対比がおこなわれた。それによると「真の選抜」は選択が子

どもによって示された興味、教師による判断および両親の希望の相互作用によっておこなわれる連続的プロセスであり、その選択の時期も子どもによってそれぞれ異なるものであるとされた。教師の仕事は子どもの発達的全側面を考慮し、それぞれの子どもがどのクラスあるいはセットに所属すべきかを決定することであり、したがって「真の選抜」とはこの選択と判断がおこなわれるプロセスを意味すべきであると主張された。「真の選抜」と対照的な11才試験による選抜は11才という早い時点における子どもの「分離」(segregation)であると形容され、それは「真の選抜」の敵であると糾弾された。さらに11才での分離は、ふつうほんの少数の子どものしか、15才で異なるタイプの学校に移行する機会をもたないために、恒久的なものとなり、したがって11才試験は「後発組」(late-developers)から能力発達の機会を奪ってしまうことになると指摘され、また子ども、両親、さらに初等学校に対する11才試験の圧力は非常に有害なものであると考えられた。かくして「かかる差違をみれば、現在のわが国における子どもに対するラベルづけとふり分けが、各人に適した学習課程の本当の発見とどのくらい異なるかが明白であり、もしわれわれがこの制度を存続させるなら、その弊害はますますひどくなるであろう。」と結論づけられた。

『生活のための学習』は選抜的制度の「悪」を避けかつ「真の選抜」を容易にするために総合制原理が必要不可欠のものであると提唱し、同一学校内で非常に多様なコースを提供し、また子どもの早期選抜がおこなわれない総合制こそ、全ての中等教育年令の子どもの要求に応ずるための一層の機会を提供するための最善のものであると論じた。総合制学校の具体的形態について、同文書は「この名称(総合制学校)は、今日グラマー・スクールがおこなっているように、学校が11才から18才までの生徒を収容している場合に特に用いられる。しかし、…この種の学校が中等段階で子どもたちに対して真の選抜の機会を与える唯一の方法ではない。さまざまな手段により、この機会を提供することに成功する中等教育制度は‘総合制’²⁶⁾と形容される。」として、総合制学校の形態について柔軟に考え、総合制教育が一つのタイプの総合制学校においてのみ提供されるものではないことを明確にした。つづいて総合制に対する批判についても検討がおこなわれた。まず、総合制中等学校に対する批判の中で、もっとも強くおこなわれてきた点、すなわちその大規模性に対する批判への反批判がなされた。それによると、重要であるのは学校の規模ではなく、学級と規模と学校の内部組織であり、さらに大規模学校も積極的な教育的利点をもつとされた。大規模学校は非常にバリエーションにとんだ教師と生徒の存在によって、より強い知

的刺激を与えることができ、また教師も多人数であるので多様な資格をもち、さらに特別の才能をもった生徒への対処がより効果的となり、また特別科目の要請にうまく答えることができることが指摘された。次に、総合制学校が教育水準の低下をもたらすという批判に対して、この種の攻撃は不健全な前提に基づいているとして斥けた。すなわちこうした批判は、第6年級に進級している生徒の現在の割合は固定的なものであり、また現在モダン・スクールに在学している生徒の中から第6年級に進学するものはほとんどないであろうという前提にもとづいているが、ますます多くの生徒が15才以降も在学する傾向が明白になってきており、こうした傾向が続けば適正規模でまた活気のある第6年級を有する学校が総合制の中でも十分につくりだされると考えるべきであるとした。さらに総合制学校においてもグラマー・スクールの長所は存続するばかりでなく、それがより広範なグループへと拡大されると主張し、「分離擁護者は総合制教育によって優秀な者の足がひばられるかあるいは逆にそうでない者がおさえつけられるという見解を正当化する証拠をまだ発見していない。」と総合制学校批判論を攻撃した。最後に『生活のための学習』は両親の選択権の問題を取り扱った。総合制中等教育では全ての子どもが最適のコースを保証されるのであるから真の選択の機会はより大きくなると論じられ、11才での最終的選択に代って、両親はより幅広い選択の機会を獲得すると主張した。結論として、労働党の総合制進展の意図が「労働党は…総合制中等教育を確立し、11才試験による分離を廃止することを提唱する。これは今後5年間およびその後においても追及されるべき目標である。多様性の必要と可能性に留意し、労働党政府は地方教育当局に対し、できる限り早く総合制原理を採用し各中等学校において幅広いコースを提供するように企図された発展計画を準備するよう要求するであろう。」²⁸⁾と説明された。こうして総合制原理は労働党の公的政策として確立されたのである。

3. 確固たる国家的政策：1965年—74年

1964年総選挙において労働党は圧倒的勝利をおさめ政権を奪取し、翌年の1965年には教育科学大臣アンソニー・クロスランドが地方教育当局に対し通達10/65(Circular10/65)を發布した。この通達は中等教育に関する国家的政策における新時代の開始を告げるものとして、11才試験を廃止し中等教育における分離主義を根絶するという政府の意図を言明した。通達において「教育科学大臣は地方教育当局に対し、その地域の中等教育を総合制の線に沿って再編成するための計画を準備し提出するように依頼する」と、初めて政府は地方教育当局²⁹⁾に対し総合制原理に即した発展計画を1年以内に提出す

るようもとめた。しかし通達発布の目的は総合制編制の方法に関する何らかの中央による指導を与えることであり、通達はいかなる意味においても強制的なものではなく、あくまでも説得的なものであると言明され、「政府は中等教育における選抜と分離主義の完全な廃止には時間がかかることを認識しており、現在の学校に対して破壊的あるいは急速な変化を押しつけようとするものではない。分離された学校から総合制への進展は、地方当局による関係者全てとの協議にもとづく注意深い計画を必要とする建設的プロセスであるべきことを政府は認めている。」³⁰⁾として、地方当局のイニシアティブに基づく漸進的施行が最善の方法であると考えられたのである。したがって「グラマー・スクール教育を現在受けている生徒にとって価値あるグラマー・スクール教育の全ては保持され、さらにより多くの子どもに拡大される」³¹⁾ことが指摘され、地域の要求にもとづく再編成計画における多様性も認識された。

地方教育当局に対する指針として通達は、いくつかの地域においてすでに実施されてきた6つの主要な総合制学校のタイプを以下のように提示した。³²⁾

〔正統的あるいは一貫性 (all-through) 学校〕

1. 11才から18才までの年令幅をもつ正統的総合制学校

〔二段階制〕

2. 全生徒は11才で下級総合制学校に進学し、さらに13才ないし14才で全生徒が上級総合制学校に進学する。
3. 全生徒は初等学校卒業後、下級総合制学校に進学するが、13才ないし14才で、一部は上級総合制学校に進学し、残りは下級学校にそのまま在学する。

(二つの主要な変種)

- (1) 全生徒が初等学校卒業後進学する総合制学校は公的試験につながるコースを提供せず、ふつう生徒は15才まで在学する。
- (2) 第2のタイプの学校は G. C. E. および C. S. E. コースを提供し、生徒は少くとも16才まで在学し、適当な時期に上級総合制学校の第6年級に移行するように生徒を奨励する。
4. 全生徒は初等学校卒業後、下級総合制学校に進学する。13才ないし14才で全生徒は、義務教育年限をこえて在学する生徒を収容する上級学校か、残りの者を収容する学校かのどちらかを選択する。

〔第6年級カレッジ〕

5. 全生徒は11才から16才までの年令幅をもつ総合制学校に入学する。16才以降も在学をのぞむ一部の生徒は第6年級カレッジに進学する。

〔ミドル・スクール〕

6. 初等と中等の二つの年令段階にまたがる制度。この制度では生徒は8、9才で初等学校を卒業し、8才—12才あるいは9才—13才の年令幅をもつ総合制学校に進学する。このミドル・スクールから生徒は12、3才から18才までの年令幅の総合制学校に進学する。

通達は以上の総合制学校の主なタイプの提示に続いて、さらにそれらについて詳細な解説をおこなった。6つのタイプのなかで、正統的な11才から18才までの総合制学校が、多くの点で、もっとも簡単で最善の解決策を提供できる学校として強く推奨された。しかし実施の場合のいくつかの困難点も指摘された。それは既存の学校は一貫制総合制学校として使用しうるほど大きなものではないことであったが、通達では、このタイプの学校は1950年代に考えられたほど大規模である必要はなく、1学年6、7学級の学校でも十分に幅広い能力の生徒に対処でき、またしっかりした第6年級をつくりだせることができらかであると主張された。二段階制の中では第2のタイプが明らかに好ましいものであるとされた。その理由として、このタイプは既存の建物に容易に適合し、また二つの学校間の移行時における選抜を廃止している点があげられた。さらに新しい建物が利用可能となった時に一貫制学校へと発展させうることも好条件であった。しかし、第3と第4のタイプには限定条件が付けられ、あくまでも暫定的解決策としてのみ構想された。理由はこれらのタイプでは、選抜が11才にはないにしても13、4才で恒久化されるおそれがあるからであった。したがって、これらのタイプについては少数の実験のみが許されるにとどまり、13、4才での選択的移行を含む全ての二段階制は、移行が自動的である制度にとって代わられるべきことが期待された。第6年級カレッジ制については、通達はむしろ用心深い態度をとり、「わが国では第6年級カレッジのメリットに関する最終的判断の基礎となるには余りにもわずかの実験しかおこなわれていない」ことがその理由であった。ミドル・スクール制を計画の中に含めることができたのは、1964年に成立した改正法の条項によるものであった。この法律は1944年で規定された児童は11才で初等教育から中等教育へ移行しなければならないという法的規制を取り除いた。この制度は、選抜を確実に廃止し、また小規模な一貫制総合制学校を促進するので魅力的であると考えられたが、それにもかかわらずこの制度は少くとも近い将来においては非常に少数に限定されるであろうと予測された。

通達10/65に続いて1966年には学校建築プログラムに関する通達10/66 (Circular 10/66) が発布された。この通達は「学校建築の将来計画が中等教育の分離的制度

と完全に合致するものである場合、それが政府の長期的目標と相入れないことは明白であろう。したがって教育科学大臣は非選抜的中等教育制度の導入に反するいかなる中等教育新計画をも承認しない。」³³⁾と声明して、総合制への移行にそぐわない計画には財源の支出がおこなわれないことを明確にし、財政的側面からも総合制を進展する意図をあきらかにした。

通達10/65および10/66の発布は、中等教育の問題に関する中央政府と地方当局との間の関係にとって重要な意味をもっていた。1950年代および60年代初期には、文部省といくつかの地方当局との間が、発展計画をめぐって意見の不一致はみられたにせよ、中央政府と大半の地方当局は中等教育制度の問題に関して衝突するようなことはなかった。伝統的勢力の強い影響により、両者とも中等学校制度を三課程制の観点から構想してきたからであった。歴代の文部大臣も三課程制の観点にもとづき発言してきており、とくにグラマー・スクールの存続についての彼らの決意は強いものであった。したがって、いくつかの地方当局で総合制学校の実験的試みがおこなわれたにせよ、大半の地方当局において支配的な中等教育のパターンは三課程制であり、1960年にイングランドとウェールズにはわずか130校の総合制学校しかなく、また全中等学校生徒の中で総合制学校に在学する生徒の比率もわずか4.7パーセントにすぎなかった。³⁴⁾中央当局と地方当局が中等教育制度の基本原則について意見の一致をみている間は、「パートナーシップ」にもとづき協働することは容易であった。しかし中央政府が非常に進歩的立場へと転換した後は、中央政府と三課程制の存続を望む地方当局とのパートナーシップにひびが入ることは十分予測されることであった。事実、通達10/65はいかなる法的拘束力をもたず、また法的処罰の措置をもちこむことはできなかったために、総合制再編成に反対する地方当局が通達を無視することも可能であった。通達は地方教育当局に対して一年以内に計画案を提出するよう「要求」(require)しているのではなく「依頼」(request)しているものであり、地地方当局への強制よりも説得というかたちをとったためにそれだけ効力は弱いものであった。しかし、通達10/66の方は財政的制裁という手段により地方当局が総合制を採用するよう説得するための非常に強力な武器として用いられた。しかしこの通達にもかかわらず、選抜的制度を維持しようと望む地方教育当局は、依然総合制への移行を拒否することが可能であり、事実、7つの地方当局は計画案提出をただちに拒否し、また他のいくつかのものもできる限りひきのばそうと試みたのである。

1970年に労働党政府は中等教育の総合制再編成を強制的におこなうための措置を含んだ新教育法案を提出し

た。法案は総合制の線に沿った発展計画案の提出を地方教育当局に義務づけようとするものであった。政府が立法化の必要性を感じた理由の一つは、当時の教育科学大臣であったエドワード・ショート (Edward Short) の説明によると、「下院は1965年という早い時期に、総合制中等教育を支持する決議をおこなっており、大半の地方当局は11才試験による選抜に批判的な圧倒的証拠に基づき再編成をおこなっているが、依然として、その証拠ならびに国家的政策に対して抵抗している少数の地方当局が存在する。」³⁵⁾というものであった。この説明から判断すると、政府は総合制学校の遅々とした発展に多少苛立っていたようにおもわれる。しかし法案提出という行動には、総合制教育を通じ平等な機会の提供をはかるといふ労働党の強い決意も大きく作用していた。エドワード・ショートは1969年の労働党大会において「新法律のみが長年にわたって、我々が口先のみで言ってきた機会の平等を確固たるものにするのである。」と述べている。したがって法案提出は基本的には総合制原理への信奉の表明であり、また「1964年以降の労働党内における全潮流の表出とその頂点」³⁷⁾であったともいえるのである。しかしながら、法案は委員会段階において廃案となり法律成立はならなかったのである。

1970年総選挙には敗北したが、1974年総選挙には労働党は勝利をおさめ、政権の座に返り咲いた。新教育科学大臣に就任したレグ・プレントイス (Reg Prentice) は、保守党政府時代にサッチャー教育科学大臣によって³⁸⁾発布されていた通達10/70 (Circular 10/70) をただちに撤回し、新たに通達4/74 (Circular 4/74) を発布した。この通達は政府の総合制実施の確固とした意図について再び「政府は中等教育の完全な総合制を発展させ、11才あるいは他のどの段階においても選抜を廃止するというその意図を明示してきた。大臣は地方教育当局が大臣のコントロールと監督のもとにおいて、この政策の効果的遂行を確実におこなうよう望むものである。したがって通達10/70は撤回される。」³⁹⁾と強い調子で言明した。この通達は労働党の総合制政策の再確認であり、1975年には、政府は1970年に続いて、公的な中等教育分野において、総合制中等学校以外の学校の存在を違法なものとする法案を再び提出し、総合制化の一層の徹底を期したのである。

II 保守党の中等学校政策

1. グラマー・スクールの擁護：1951年—64年

1940年代および50年代を通じて、保守党の中等学校政策は一貫して総合制学校理念に対立するものであり、三課程制の存続なかでもグラマー・スクール存続に対する保守党のコミットメントは非常に強いものであった。保

守党の論議は、異なるタイプの学校間の威信の平等の確立の方が、高い水準の学校（すなわち グラマー・スクール）の破壊につながる（と保守党は主張した）総合制学校の導入よりもはるかに適切な策であるとの確信に基づいていた。たとえば当時の保守党指導者のウィンストン・チャーチル（Winston Churchill）も「グラマー・スクールの独自性、高水準およびその伝統を擁護する必要性を感じている」と述べたほどであった。⁴⁰⁾1952年の保守党大会では、党が三課程制を支持することが明確に表明されたが、大会において可決された動議の一つは「本大会はグラマー、テクニカルおよびモダンの各学校の分離の価値をみとめ、この制度を総合制学校に変更するいかなる試みをも排撃する。」⁴¹⁾という強い調子で総合制に反対した。翌年には労働党の政策を非難した同様の動議「グラマー・スクールの破壊しかつ独立学校の地位を危くする社会主義者の政策は、全ての子どもの教育機会の削減をもたらすと確信する」⁴²⁾が年次党大会において可決された。1957年の党大会においても、三課程制支持の党見解を表明する動議が可決されたが、それは以前の場合と同様に「本大会は、分離したグラマー、テクニカルおよびモダン・スクールのもつ真の教育的価値を認識し、この三課程制を、総合制学校の広汎な建設によって廃止しようとするいかなる企ても非難する。」⁴³⁾という内容であった。

1950年代における保守党政府の文部大臣の態度もまた、グラマー・スクール擁護という点に関しては非常に固執であった。トムリンソンの後任者であるフローレンス・ホースブルグ（Florence Horsburgh）は、地方教育当局が総合制学校以外には、どの形態の中等教育も提供しないことを許可せず、1953年には、いかなるグラマー・スクールの吸収も含まないコントリーの総合制移行計画については認可したものの、グラマー・スクールを総合制の中に組み入れることを含んだロンドンの計画案を拒否した。⁴⁴⁾彼女の後任のデビッド・エクレス（David Eccles）は1954年に文部大臣に就任したが、グラマー・スクールへの脅威に対するその態度は同様にきびしいものであった。グラマー・スクール教師に対するその見解表明において、大臣は「中等教育のパターンを決定する場合に、われわれは公正か平等かのどちらかを選択しなければならぬ。二つの原理を同時に適用することは不可能だからである。総合制学校の支持者は平等を選び、女王陛下の現在の政府は公正を選んだのである。私の同僚も私もグラマー・スクールの‘暗殺’には決して賛成しない。」⁴⁵⁾と述べ、グラマー・スクール擁護の決意の固さを表明した。彼によれば「暗殺」とはグラマー・スクールの総合制への吸収を意味していた。したがって、総合制計画案は保守党文部大臣のもとでは、それ

が現存のグラマー・スクールを脅かさない場合にのみ認可されたのである。事実、1955年に文部大臣は総合制原理を完全に実施しようとしたいくつかの地方当局の計画案を拒否している。そうした計画案の一つがマンチェスター案であった。マンチェスターでは地方当局がヴィゼンシェイグにある既存の学校（5校）を総合制学校へと転換し、その入学を非選抜的にしようと試みたが、計画案は、今迄あまり実施されていないタイプの学校の価値を適切に検証できるだけの条件が整っていないとの理由により、文部大臣によって拒否された。同年、文部大臣はスワンジーの計画案も拒否したが、その理由は非常に良くまた危うくするには余りにも貴重な伝統をもつ既存のグラマー・スクールの廃絶に賛成できないというものであった。

総合制学校に対するこうした保守党および保守党政府の態度は1958年に保守党政府文部省によって発行された白書の中で要約されている。この白書は『全ての者に中等教育を：新動向』（Secondary Education for All: A New Drive）という表題がつけられ、中等教育全般にわたる保守党政府の政策を表明したものであった。白書は総合制学校に対してやや柔軟な態度はとっているものの、選抜制と分離学校制の支持を明確に打ち出し、将来もこの枠組内で中等教育制度が構想されるべきであるとした。白書によれば、1959、60年の中等学校入学者以後は1960年代後半まで入学者数は減少するであろうから、ここ5、6年は学校改善のための活気のある政策のためのかつてない機会が提供される。したがってこの時期において「われわれはわが国の中等教育制度における全般的欠陥を無くすべきである。その欠陥は‘11才試験’として知られるようになったものについて最近表明されている懸念の根本原因である。多くの子どもたちは、同じ能力でありながら、質および提供できるコースの種類が非常に異なる学校において中等教育を受けているのが実情である。このことは多くの子どもたちが自分にふさわしい良い機会を獲得していないことを意味する。」⁴⁶⁾と白書は言明した。この状況を改善する最善の方法は中等モダン・スクールに一層の財源を配分し、その改善をはかりモダン・スクールに子どもをやりたがらない親の偏見を取りのぞくことであるとして、「……中等学校、とくにモダン・スクールに対して必要とする財源を与えることができないでいる地域が余りにも多い。このことは多くの親が、もし子どもがモダン・スクールに行くようなことになれば、人生における公平な出発を得ることができないと信じる理由である。……また11才試験に対する親の不安は、すべての中高等学校がその名称がどうであれ、生徒のそれぞれにその能力と適性に応じた完全な中等教育を提供できるようになった時のみ最終的に軽

減されるのである。」と指摘した。こうした白書の見解は、威信の平等の確立が機会の平等を達成するための実際的で妥当な方策であるという従来からの保守党の主張を踏襲したものであるが、問題を単に平等な財源の配分に矮小化したものでもあった。したがって白書は三課程制の存続なかならず選抜制の必要性を強調し、「どのように中等教育が組織されようとも、われわれが子どもの異なる要求を正しく満たそうとするなら、実質的な選抜的要素が維持されるべきである。何らかの方法により子どもはその特別な能力に適したコースへとグループ分けされねばならない。しかし、このことは11才における子どもの成績が、一度切りでその後の進路を決定してしまうものであってはならない。」と指摘した。中央政府と地方教育当局との関係については、白書は、統一的なパターンのおしつけは誤っており、地方の必要性に即した多様性が尊重されるべきであるとして「政府の見解では、個々の地方のさまざまな実情を考えると、イングランド・ウェールズ全体に統一的中等教育のパターンをおしつけることはもちろん、それを意図することも誤っている。」⁴⁷⁾と述べた。

総合制学校自体については、白書はもしそれが純粋に教育的理由にもとづき計画されるならば、実験的試みを全く排除するものではないとして、さらに、そうした実験が適切であるとみとめられる二つの地域を指摘した。それらは第一には比較的人口の少ない農村地域と、第二にはグラマー、テクニカル、モダンという十分に確立された伝統をもつ既存の学校が存在しない新興住宅地域であった。しかし、白書は、長く輝かしい歴史をもつ既存のグラマー・スクールを廃校におこむようないかなる提案も拒否されるであろうと明言し、その理由として、そうした提案は現在の良質の学校を破壊した両親の選択の自由を完全に奪ってしまうことをあげた。さらに必然的に大規模にならざるをえない総合制学校のもつ教育上の欠点についても「……政府は非常に大きな総合制学校を設立することに対して深刻な疑問を抱いている。……1学年14学級あるいは全校生徒2千人の学校において一体感をつくりあげるのは全く例外的な人のみでできることであり、したがって総合制学校を例外的なものではないとみなすことは賢明ではない。」と述べ、伝統的な小規模学校の価値を強調した。最後に、大半の地方当局が、総合制学校実験を依然として未検証のものであると考え、大部分三課程制の継続を意図していると白書は指摘し、現在の組織パターンの中におけるバリエーションを考慮してゆく方が得策であるとして、現状の枠組にもとづく発展が推奨されたのである。

『全ての者に中等教育を：新動向』以後、1960年代前半まで、保守党は白書において表明された見解をもちつ

づけたが、1960年代初期に至って、中等教育問題に対する保守党の態度には変化の徴候がみえはじめ、中等教育再編成の問題に対しいくらか柔軟な態度をとるようになる。この変化の主な原因は、選抜制への批判、とくに11才試験の有害な影響に対する批判が多くの親、教師さらに世間一般の関心を集めるようになってことであった。厳格な選抜制に対する疑問が保守党の指導者からも発せられるようになり、たとえば当時の文部大臣のエドワード・ボイル (Edward Boyle) も「われわれの誰もが、戦前に考えられたように子どもたちをいくつかのタイプないし能力のレベルにはっきりと区別できるとは考えていない。三課程制を正当で正常な中等教育組織の方法であるとみなし、それ以外の全ての方法を実験的なものとしてラベルづけする見解をこれ以上おしすすめることを私は望まない。」と述べ、三課程制固執の態度をいくぶん柔らげたのである。保守党内にも総合制学校を支持するパウ・グループ (Bow Group) と称する政策研究グループの出現をみた。このグループは学校教育のカリキュラムならびに組織についての『学校のための戦略』 (Strategy for Schools) を出版し、11才試験に基礎を置く三課程制は異なる地域において平等な機会を提供することに失敗し、また才能の浪費をもたらしているとして批判し、「現在わが国の大半の地域において存在する三課程制ないし二課程制がすみやかにまた根本的にオーバー・ホールされる必要のあることは疑いない。」と三課程制改革の必要性を強調した。パウ・グループは地域によっては現存の学校建築が障害要因となり、総合制学校を導入する場合若干困難がともなうことは認識しながらも、「地方当局は新興地域に学校を設立する場合、総合制学校を計画する方が賢明であろう。現在の中等学校の建物が存在する他の地域では、全ての地方当局はその中等学校において提供されるカリキュラムを拡大する方法を考慮するために現在の制度を再吟味する必要がある。」⁵¹⁾との勧告をおこなった。保守党内におけるこうした新しいグループの出現にもかかわらず、公式の保守党政策は選抜制の弊害をみとめながらも、グラマー・スクールの存廃の問題については、依然としてグラマー・スクール擁護の立場を強固に保持し続けていた。三課程制が唯一の中等教育制度ではないとしたボイルもこの問題に関しては「保守党は地方当局を強制して、好もうかが好むまいが、全ての選抜的學校を廃止し、何らかのかたちの総合制原理を採用させる法律には反対する。われわれは全てのグラマー・スクールがその実体を失うように強制される提案を受け入れることはできない。」⁵²⁾とグラマー・スクール廃止には絶対反対の立場をあくまで堅持した。さらに1964年総選挙公約においても、「公約は労働党の総合制学校計画を‘馬鹿馬鹿しいほどドグマティック’で

あると非難し、労働党の計画はグラマー・スクールの廃止を意味することを強調する。保守党は……どのような名称であれ良い学校において全ての子どもたちがその能力を最大限にまで伸ばせるような機会の提供を促進するものである。」と、同様の原則が再びくり返されたのである。このように1960年代前半には、総合制学校に対する保守党の態度は若干柔軟にはなったけれども、グラマー・スクール存続の決意は変化しておらず、中等教育に関する党の政策は基本的には選抜的教育の枠内にとどまっていたといえよう。

2. 通達10/65の撤回：1965年—74年

保守党は労働党政府によって発布された通達10/65および10/66に対して、それらが地方教育当局の自治への干渉であるとの理由で反対を表明してきた。1966年の選挙運動においても、教育政策における地方当局の自由の問題が保守党によって活発に論議された。保守党は、労働党の政策は地方当局自体が正しいと信じる提案をおこなえる地方当局の権限に対する恣意的な侵害であると非難し、1967年に党首であったエドワード・ヒース(Edward Heath)も、中等教育再編成に対する党の態度を要約して、「われわれは11才試験による選抜に反対する教育思潮を認める。また中等教育の何らかの再編成は必要であるが、それは地方当局の裁量にまかされるべきである。」と述べ、さらにいくつかの地域においては総合制学校が最善の解決策であるかもしれないが、すでに良いグラマー・スクールが存在するところではそうではないと付け加えた。

1970年に保守党は選挙に勝利し、政権の座に着いたが、新教育科学大臣マーガレット・サッチャー(Margaret Thatcher)がとった最初の措置の一つは通達10/65の撤回であった。通達10/70(Circular 10/70)が1970年6月に発布され、その中で通達10/65の撤回が言明された。通達は全ての生徒がその必要と能力にみあった中等教育機会を獲得するための措置を確保するという政府の意図を述べたが、「政府は……法律あるいはその他の手段により、地方教育当局に対し統一的な中等教育パターンを押しつけることは誤っていると信じる。」として、統一的な中等教育パターンに対して批判的であった。このような政府の見解にもとづき、通達10/66によって規制されていた中等学校建築計画の内容についての制限も解除されたのである。したがって地方当局は今や、自己の地域の中等教育制度の形態について自由に決定することができ、その中等学校に関する提案は一般的には教育的配慮ならびに地域の要求や希望、さらに資源の有効な利用を眼目としておこなわれるべきであると指摘された。地方当局は、教育科学省によって承認された再編成計画をそのまま変更せずに実施に移すか、あるいは

それらの修正の希望を教育科学省に通告するかのどちらかを選択できるようになり、さらに現在教育科学省に対して提出されている提案については、審査か撤回かの選択が可能となった。したがって通達10/70の基本的姿勢は「最近における中等教育組織の急速な変動は、多くの地域において教育制度に大きな緊張をもたらしてきた。ある特定の中等教育組織のパターンが十分に運営され、またひろい支持を集めている場合、大臣は正当な理由なしにこれ以上の変動をひきおこすことは望まない。」との言明にもみられるように現状維持を志向したものであり、総合制再編成の動向にあきらかにブレーキをかける役割を果たした。事実サッチャーは約100校にのぼるグラマー・スクール廃校の承認を拒否したが、こうした拒否は「これらの学校が関与する計画全体を停止させ、何らかの選抜の存続を必要にし、また新しい総合制学校が名称のかわったモダン・スクール以外の何ものでない結果をもたらす」状況をつくりだしたのである。しかし保守党政府のこうした政策は総合制学校再編成の動きの鈍化をもたらしたものの、それを完全にとどめることはもはや不可能であった。1974年に再び政権をとった労働党は、同年通達4/74を発し通達10/70を逆に撤回し、さらに、新法案の提出をはかったのである。保守党は11才試験に反対する世論に抗しきれずに、三課程制の変革の必要性をみとめながらも、依然として確固とした伝統をもつグラマー・スクールは存続させられるべきであり、またグラマー・スクールと総合制学校が並存すべきであるといういわばモダン・スクールのみを総合制化を意図する保守党の立場は変化していないといえよう。

おわりに

イギリスにおける総合制中等学校再編成においては、総合制学校が平等と社会的公正の達成にとって必要であるとの「信念」を抱く労働党が中核的勢力として、その推進をはかってきた。それに対して保守党はグラマー・スクール存続の立場から総合制原理に反対してきた。政権を担当する二大政党が中等教育制度の問題に関して対照的な政策をとってきたために、とくに1965年以降選挙によって政権が交代する毎に、中央政府の態度が変わるという状況を生みだした。労働党は一層の総合制化を推進し、保守党政府による「妨害」を排除すべく、通達よりも効力の強い法律によって総合制学校の定着を意図してきた。1970年には法律案を提出し成立をはかったが、成立には至らなかった。しかし、1975年に総合制化を地方教育当局に義務づける法律案を再び提出し、1976年にそれは1976年教育法(The Education Act of 1976)として成立したのである。

1976年教育法は総合制原理に基づき地方教育当局が中

等教育を提供すべきであると次のように規定した。「…地方教育当局は、中等教育に関するその権限と義務の遂行において、生徒の入学方法が能力ないし適性を考慮した選抜に（全体的にも部分的にも）基づかない学校においてのみ中等教育が提供されるべきであるという一般的原则に留意すべきである。」⁶⁰⁾さらに、教育科学大臣に対して、中等教育を総合制の線に沿って再編成するための計画案の提出を、地方教育当局に要求する権限を与えた。「第一条の原則の実施における進捗ないし一層の進捗がいかなる地方教育当局の地域ないし地域の一部において必要であると大臣が認めた場合にはいかなる時点においても、大臣は、大臣が指定する期間内に、当該当局の地域ないしは大臣によって指定される同地域の一部において上記原則の実施を目的とする計画案を準備し、大臣に提出するよう地方当局に要求する権限を有する。」⁶¹⁾計画案が承認されたならば、それは実施されるが、計画案が不十分なものである場合には、大臣はさらに特定の条件を満たす再計画案の提出を義務づける権限を与えられた。「……大臣は、大臣が指定する期間内に、地方教育当局あるいは有志立学校の理事に対して、本条にもとづきそれらによって以前提出され大臣が不十分と認めた計画案に代る再計画案を準備し大臣に対して提出するよう要求する権限を有する。」⁶²⁾1976年教育法の条文にみられるように、労働党政府は通達10/65にみられた「説得」の基本的姿勢から「要求」という強い態度をとり、総合制進展のかたい意図を立法化し、同法において同時に教育行政における中央政府の権限を強化したのである。このような労働党政府の政策に対し、保守党は相変わらず反対の態度をとりつつけており、現在の保守党の「影の内閣」の教育科学大臣であるセイント・ジョン・ステバス(Norman St. John-Stevas)は次のように批判をおこなっている。「わが国における総合制の急速な発展は、総合制学校が何を達成すべきであるのか、あるいは目標達成のために適切に組織されているかどうかに関する一貫した思想にもとづくこともまたそれをともなうこともなくおこなわれてきた。この欠如が……多くの場合、こまぎれで意図の明確でないカリキュラムを生み出したのである。総合制学校はすべての生徒に対してすべてのことを試みようとし、しばしば惨たんたる結果をひきおこしている。」⁶³⁾さらに、1976年法とは全く逆に選抜の要素が必要であるとして、「選抜の方法として、11才試験は未熟であり多くの点において不十分ではあったが、初等学校の生徒および教師の仕事の目標を提供した。」と指摘している。

しかし保守党の反対にもかかわらず総合制学校の進展はもはやおしとどめることのできない潮流として確立しているようにおもわれる。過去20年間の総合制の発展を

みると、1950年にはわずか10校の総合制学校しか存在せず、また在學生徒の全中等学校生徒に占める比率は0.5パーセント以下にすぎなかった。しかし、学校数は持続してふえ続け、とくに1965年の通達10/65発布以降、1960年代後半および1970年代前半においてその数は急速に増加した。1976年1月現在で、約5千校の公費維持中等学校のうち過半数の約2千9百校が総合制学校であり、また全中等学校生に占める総合制学校在學生徒の比率も76パーセントに達しているのである。総合制学校の発展は当然他のタイプの学校数の減少をともなってきたのであるが、1973年まではモダン・スクールの数が1950年代の約半数になっているのに対し、グラマー・スクールは同じ割合が減少してきてはいなかった。このことは総合制学校が主にグラマー・スクールと「共存」してきたことを意味する。しかし、1976年においてはグラマー・スクール数は1973年のほぼ半数の約470校に減少している。これは1976年教育法の制定に示される労働党政府の強い意図が大きく作用しているとおもわれ、総合制学校は少なくとも数の上では、公的な中等学校の主流を占めるに至ったのである。

註

- 1) ピーターソンは教育問題が論議される領域を‘particularistic politics’（例えば義務教育年限延長）, ‘pluralistic politics’（例えばカリキュラム改革）および‘status group politics’（例えば中等教育制度改革）の三つに分類し、‘status group politics’においては、教育問題の論議は、人種、宗教、社会階層、政治信条においてことなる広汎なグループの参加をともない、なかでも政党が主要な役割を演じるとした。(quoted in Brian Holmes (ed.), *A Cross-National and Inter-Disciplinary Analysis of Secondary Educational Change in England, France and Sweden*, U. S. Department of Health, Education and Welfare, Washington, 1970. p. 64.)
- 2) Ministry of Education, *The Nation's Schools: their Plan and Purpose* (Pamphlet No. 1), H. M. S. O., London, 1945, para. 51.
- 3) スペンズ報告、ノーウッド報告については拙稿『イギリスの中等教育における伝統と変動—総合制中等学校理念の擡頭—』、島根大学教育学部紀要第11巻、1977年、参照。
- 4) Ministry of Education, op. cit., para. 87.
- 5) Ibid., para. 84.
- 6) Ibid., para. 77.
- 7) Ibid., para., 89.
- 8) Ministry of Education, Circular 73, 12 December 1945, para. 2.

- 9) Ibid., para. 2.
- 10) Ibid., para. 6.
- 11) Ibid., para. 8.
- 12) Ibid., para. 7.
- 13) Ministry of Education, Circular 90, 8 March 1946.
- 14) Ministry of Education, *The New Secondary Education*, H. M. S. O., London, 1947, p. 22.
- 15) Ibid., p. 24.
- 16) Ministry of Education, Circular 144, 16 June 1947, para. 2.
- 17) Quoted in I. G. K. Fenwick, *The Comprehensive School: 1944-1970*, Methuen, London, 1976, p. 55.
- 18) Quoted in R. Barker, *Education and Politics 1900-1951: A Study of the Labour Party*, The Clarendon Press, Oxford, 1972, p. 90.
- 19) Labour Party, *A Policy for Secondary Education*, 1951, Introduction.
- 20) Ibid., p. 6.
- 21) Ibid., p. 9.
- 22) Ibid., p. 9.
- 23) C. A. R. Crosland, *The Future of Socialism*, Jonathan Cape, London, 1956, p. 205.
- 24) Labour Party, *Learning to Live*, 1958, p. 5.
- 25) Ibid., p. 27.
- 26) Ibid., p. 25.
- 27) Ibid., p. 30.
- 28) Ibid., p. 33.
- 29) Department of Education and Science, Circular 10/65, 12 July, 1965, para. 1.
- 30) Ibid., para. 3.
- 31) Ibid., para. 7.
- 32) Ibid., para. 10.
- 33) Department of Education and Science, Circular 10/66, 10 March, 1966.
- 34) B. Simon and C. Benn, *Half Way There*, McGraw Hill, Maidenhead, 1970, p. 58.
- 35) Quoted in Fenwick, op. cit., p. 146.
- 36) Quoted in R. Bilski, "Ideology and the Comprehensive Schools", *The Political Quarterly*, April-June 1973, p. 208.
- 37) Ibid., p. 210.
- 38) 通達10/70については第Ⅱ節参照。
- 39) Department of Education and Science, Circular 4/74, 16 April, 1974.
- 40) Quoted in D. Rubinstein and B. Simon, *The Evolution of the Comprehensive School 1926-1966*, Routledge and Kegan Paul, London, 1969, p. 50.
- 41) Quoted in Fenwick, op. cit., p. 79.
- 42) Ibid., p. 79.
- 43) Ibid., p. 106.
- 44) D. Rubinstein and B. Simon, op. cit., p. 50.
- 45) Ibid., p. 72.
- 46) Ministry of Education, *Secondary Education for All: A New Drive*, H. M. S. O., London, 1958, para. 10.
- 47) Ibid., para. 11.
- 48) Ibid., para. 13.
- 49) Ibid., para. 14.
- 50) Ibid., para. 17.
- 51) Quoted in Fenwick, op. cit., p. 118.
- 52) Bow Group, *Strategy for Schools*, Conservative Political Centre, London, 1964, p. 68.
- 53) Ibid., p. 110.
- 54) The Times Educational Supplement, September 25, 1964.
- 55) Ibid., September 18, 1964.
- 56) B. Holmes (ed.), op. cit., p. 110.
- 57) Department of Education and Science, Circular 10/70, 30 June, 1970.
- 58) Ibid.
- 59) Keith Evans, *The Development and Structure of the English Educational System*, University of London Press, London, 1975, p. 113.
- 60) Education Act 1976, Section 1 (1). (傍点筆者) : ただし障害児および音楽、舞踊に才能のある子どものための学校にはこの規定は適用されないとしている。
- 61) Education Act 1976, Section 2 (1).
- 62) Education Act 1976, Section 2 (4).
- 63) N. St. John-Stevás, "The Government's Green Paper", *Oxford Review of Education*, vol. 4. No. 1., 1978, p. 21.
- 64) Ibid., p. 21.
- 65) 1973年、76年におけるグラマー・スクール数はそれぞれ、819校、477校である。(D. E. S. *Statistics of Education*, 1973 Schools vol. 1. 1974 及び、Central Office of Information, *Schools in Britain*, 1978 参照)。